	B－4	皮　　革	4,100
		軟性発泡樹脂	4,400
		皮革・軟性発泡樹脂	6,700
		皮革・フェルト	7,750
		シリコーン	35,500
	B－5	皮　　革	4,400
		軟性発泡樹脂	7,050
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600

別表の1の(2)のエの(ウ)の(注)1中「8,600円」を「8,750円」に改め、同(注)2中「10,200円」を「10,300円」に改める。

別表の1の(2)のエの(エ)の義手用ハーネスの項中「20,800」を「20,900」に、「10,400」を「10,500」に、「20,600」を「20,700」に、「9,500」を「9,550」に、「7,650」を「7,700」に改め、同義足懸垂用部品の項中「14,800」を「14,900」に、「7,150」を「7,200」に、「6,200」を「6,250」に、「8,550」を「8,600」に、「2,200」を「2,250」に、「11,100」を「11,300」に改める。

別表の1の(3)のウの下肢装具用の項中「24,700」を「25,200」に、「31,400」を「32,000」に、「21,400」を「21,800」に、「18,100」を「18,400」に、「16,600」を「16,800」に、「15,100」を「15,300」に、「11,000」を「11,100」に、「20,900」を「21,300」に、「22,500」を「22,900」に、「47,600」を「48,500」に、「8,400」を「8,450」に、「7,800」を「7,850」に、「7,100」を「7,150」に改め、同靴型装具用の項中「15,100」を「15,300」に、「11,000」を「11,100」に改め、同体幹装具用の項中「29,000」を「29,600」に、「22,700」を「23,100」に、「22,100」を「22,600」に、「19,000」を「19,300」に、「16,700」を「17,000」に改め、同上肢装具用の項中「30,200」を「30,800」に、「16,500」を「16,700」に、「15,000」を「15,200」に、「13,400」を「13,500」に、「8,100」を「8,150」に、「7,100」を「7,150」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のaの膝継手（片側）の項中「13,200」を「13,400」に改め、同足継手（片側）の項中「9,900」を「10,000」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のbの大腿支持部の項中「4,300」を「4,350」に、「7,400」を「7,550」に、「14,700」を「15,000」に、「23,800」を「24,600」に、「10,000」を「10,100」に改め、同下腿支持部の項中「4,150」を「4,200」に、「6,350」を「6,450」に、「11,400」を「11,700」に、「22,200」を「22,900」に、「8,450」を「8,600」に改め、同足部の項中「12,900」を「13,000」に、「6,700」を「6,800」に、「13,200」を「13,500」に、「7,350」を「7,450」に改め、同bの(注)3中「19,600円」を「20,200円」に改め、同(注)4中「13,600円」を「13,900円」に改め、同(注)5中「9,150円」を「9,200円」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のcの価格の欄中「15,000」を「15,400」に、「6,900」を「7,050」に、「17,500」を「17,800」に、「5,000」を「5,100」に、「4,150」を「4,200」に、「4,750」を「4,850」に、「16,100」を「16,500」に、「5,400」を「5,450」に、「7,850」を「7,900」に、「4,250」を「4,300」に、「45,200」を「46,600」に、「1,750」を「1,800」に、「1,550」を「1,600」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のdの価格の欄中「9,500」を「9,600」に、「13,300」を「13,600」に、「28,100」を「28,500」に、「15,300」を「15,400」に、「23,300」を「23,400」に、「25,000」を「25,100」に、「34,000」を「34,700」に改める。

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(a)の短靴の項中「39,000」を「39,700」に、「48,400」を「49,200」に改め、同チャッカ靴の項中「40,300」を「41,000」に、「50,300」を「51,200」に改め、同半長靴の項中「41,500」を「42,200」に、「52,200」を「53,100」に改め、同長靴の項中「44,100」を「44,900」に、「57,600」を「58,600」に改める。

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(b)の短靴の項中「24,000」を「24,500」に、同チャッカ靴の項中「24,900」を「25,500」に、同半長靴の項中「25,800」を「26,400」に、同長靴の項中「27,600」を「28,200」に改める。

別表の1の(3)のエの(イ)のbの月型の踵の項中「3,950」を「4,050」に改め、同スチールバネ入りの項中「4,950」を「5,100」に改め、同トウボックス補強の項中「2,450」を「2,500」に改め、同鉛板の挿入の項中「2,500」を「2,600」に改め、同足骨バンドの項中「2,050」を「2,100」に改め、同補高の項中「7,100」を「7,200」に改め、同ヒールの補正の項中「5,450」を「5,700」に改める。

別表の1の(3)のエの(ウ)のaの頸椎支持部の項中「37,400」を「38,100」に、「28,800」を「29,400」に、「27,900」を「28,400」に、「13,400」を「13,700」に、「10,900」を「11,000」に改め、同胸椎支持部の項中「37,600」を「38,400」に、「27,300」を「28,000」に、「39,300」を「39,900」に、「23,000」を「23,400」に改め、同腰椎支持部の項中「25,200」を「25,700」に、「18,600」を「19,100」に、「31,800」を「32,200」に、「17,900」を「18,300」に改め、同仙腸支持部の項中「20,300」を「20,700」に、「14,900」を「15,200」に、「27,800」を「28,100」に、「16,100」を「16,400」に、「15,500」を「15,800」に、「10,200」を「10,400」に改め、同骨盤支持部の項中「40,600」を「41,300」に、「29,200」を「29,600」に改める。

別表の1の(3)のエの(ウ)のbの体幹装具付属品の項中「9,200」を「9,300」に、「2,900」を「2,950」に改め、同側彎矯正装具付属品の項中「5,250」を「5,300」に、「4,750」を「4,800」に、「14,600」を「14,800」に、「3,800」を「3,850」に、「2,850」を「2,900」に、「11,500」を「11,700」に、「12,800」を「13,200」に、「5,200」を「5,250」に、「16,800」を「17,100」に改め、同内張りの項中「3,150」を「3,200」に、「3,800」を「3,900」に、「3,500」を「3,550」に改める。

別表の1の(3)のエの(エ)のaの肩継手の項中「5,750」を「5,850」に、「9,000」を「9,100」に、「20,100」を「20,600」に改め、同肘継手（片側）の項中「4,100」を「4,150」に、「10,700」を「10,800」に改め、同手継手（片側）の項中「6,700」を「6,850」に、「9,500」を「9,550」に改め、同MP継手の項中「4,150」を「4,200」に改め、同IP継手の項中「2,550」を「2,600」に、「1,800」を「1,850」に改める。

別表の1の(3)のエの(エ)のbの胸郭支持部（半身）の項中「13,700」を「14,000」に、「9,250」を「9,400」に改め、同骨盤支持部（半身）の項中「15,100」を「15,400」に、「15,000」を「15,200」に改め、同上腕支持部の項中「5,400」を「5,450」に、「8,800」を「8,950」に、「8,350」を「8,400」に改め、同前腕支持部の項中「4,000」を「4,050」に、「5,500」を「5,550」に、「7,050」を「7,150」に、「8,000」を「8,050」に改め、同手部背側パッドの項中「2,250」を「2,300」に改め、同手掌パッドの項中「3,700」を「3,750」に、「4,300」を「4,350」に改める。

別表の1の(3)のエの(エ)のcの基節骨パッドの項中「2,600」を「2,650」に、「3,800」を「3,850」に改め、同中・末節骨パッドの項中「2,200」を「2,250」に改め、同対立バーの項中「5,050」を「5,100」に改め、同伸展・屈曲補助バネの項中「2,500」を「2,550」に改め、同肘当ての項中「3,300」を「3,350」に改め、同タ－ンバックルの項中「5,400」を「5,450」に改め、同ダイヤルロックの項中「7,850」を「7,900」に改め、同内張りの項中「1,000」を「1,050」に、「900」を「950」に改める。

別表の1の(4)のウの頭・頸部の項中「4,500」を「4,550」に改め、同上肢（片側）の項中「3,200」を「3,250」に改め、同体幹部の項及び骨盤・大腿部の項中「21,000」を「21,200」に改める。

別表の1の(4)のエの(ア)の頭部の項中「7,150」を「7,250」に改め、同上肢の項中「2,750」を「2,800」に、「3,050」を「3,100」に改め、同体幹部の項及び骨盤・大腿部の項中「5,750」を「5,900」に、「39,900」を「40,600」に、「11,900」を「12,200」に改め、同下腿部の項及び足部の項中「2,200」を「2,250」に改め、同(ア)の(注)中「5,000円」を「5,100円」に改める。

別表の1の(4)のエの(イ)の固定の項中「2,700」を「2,750」に改め、同遊動の項中「2,900」を「2,950」に改め、同角度調整用部品の項中「8,150」を「8,500」に、「9,300」を「9,750」に、「64,500」を「68,000」に改める。

別表の1の(4)のエの(ウ)の木材・金属の項中「25,200」を「25,900」に改め、同(ウ)の(注)1中「4,750円」を「4,900円」に改め、同(注)2中「6,550円」を「6,700円」に改める。